

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、 <u>センター長、副センター長</u> 、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、 <u>診療情報管理士</u> 、企業出納員、現金取扱員、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手	別表（第2条関係） 院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、企業出納員、現金取扱員、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。